

変更前 (2021 年 4 月 1 日版)	変更後 (2022 年 7 月 20 日版)
<p>第 2 条 (約款の改定)</p> <p>2 当社は、本約款を改定する旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上 (http://home.kcv.ne.jp/) に掲載する方法で告知するものとします。</p>	<p>第 2 条 (約款の改定)</p> <p>2 当社は、本約款を改定する旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上 (https://yumenet.jp) に掲載する方法で告知するものとします。</p>
<p>第 11 条 (料金計算方法等)</p> <p>3 契約者は、当該利用料を当社指定の金融機関口座振替にて当社が指定する日までに当社へ支払うものとします。</p>	<p>第 11 条 (料金計算方法等)</p> <p>3 契約者は、当該利用料を当社指定の金融機関口座振替にて当社が指定する日までに当社へ支払うものとします。</p>
<p>第 18 条 (契約解除)</p> <p>1 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、通知又は催告なしで利用停止、又は本契約を解除するものとします。この場合、途中解約による料金の減額はしないものとします。</p>	<p>第 18 条 (契約解除)</p> <p>当社は、契約者が次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、通知又は催告なしで利用停止、又は本契約を解除するものとします。この場合、途中解約による料金の減額はしないものとします。</p>
<p>第 30 条 (免責)</p> <p>当社は、SagiWall が有する機能、性能及びその他の仕様の範囲で SagiWall を契約者又は利用者へ提供するものであり、契約者及び利用者の期待通りの機能を有すること、期待する成果を実現すること、その他契約者及び利用者の希望する完全な機能を果たすことを保証するものではないものとします。</p>	<p>第 30 条 (免責)</p> <p>当社は、SagiWall が有する機能、性能及びその他の仕様の範囲で SagiWall を契約者又は利用者へ提供するものであり、契約者及び利用者の期待通りの機能を有すること、期待する成果を実現すること、その他契約者及び利用者の希望する完全な機能を果たすことを保証するものではないものとします。</p>